

平成22年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年6月3日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	6月3日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓		
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 険 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦
		健康推進 課 長	能島 頼子		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	総務課長	浅野 睦
		予防課長	大橋 清		
	教育委員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長 兼 教 育 課 長	加賀 松利
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)					
	4 番	米 野 秀 雄	6 番	林	英 子	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成21年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 議案第36号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第8 議案第40号 蟹江南保育所仮設保育所建築工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第41号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（藤丸処理分区その1）請負契約の締結について
- 日程第10 議案第42号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（藤丸処理分区その2）請負契約の締結について
- 日程第11 議案第43号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（藤丸処理分区その3）請負契約の締結について
- 日程第12 議案第44号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（駅北処理分区その8）請負契約の締結について
- 日程第13 議案第45号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（今東処理分区その10）請負契約の締結について
- 日程第14 議案第46号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（本町北処理分区その11）請負契約の締結について
- 日程第15 議案第47号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（本町新屋敷処理分区その1）請負契約の締結について
- 日程第16 議案第48号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（本町海門処理分区その1ほか）請負契約の締結について
- 日程第17 議案第49号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第50号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第51号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第20 議案第40号 蟹江南保育所仮設保育所建築工事請負契約の締結について
- 追加日程第21 議案第41号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（藤丸処理分区その1）請負契約の締結について
- 追加日程第22 議案第42号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（藤丸処理分区その2）請負契約の締結について
- 追加日程第23 議案第43号 蟹江町公共下水道事業下水道管きよ布設工事（藤丸処理分区その3）請負契約の締結について

- 追加日程第24 議案第44号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（駅北処理分区その8）請負契約の締結について
- 追加日程第25 議案第45号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（今東処理分区その10）請負契約の締結について
- 追加日程第26 議案第46号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町北処理分区その11）請負契約の締結について
- 追加日程第27 議案第47号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町新屋敷処理分区その1）請負契約の締結について
- 追加日程第28 議案第48号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町海門処理分区その1ほか）請負契約の締結について

議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成22年第2回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。ふなれでございますので、よろしくお願いいいたします。

皆さんのお手元に議会運営委員会の報告書、下水道管きょ布設工事落札率表が配付されております。

ただいまの議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には橋本浩之君を指名いたします。

ここで、去る5月27日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

議会運営委員長 小原喜一郎君

皆さん、おはようございます。

それでは、早速でございますが、去る5月27日午前9時より開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告を行います。

1番目でございますが、会期の決定についてでございます。本定例会の会期は、本日6月3日木曜日から6月24日木曜日までの22日間といたします。

2つ目、議事日程についてでございますが、まず、本日3日、初日でございます。議案上程(付託・精読)、その後、契約締結案件9件を追加日程により審議・採決いたします。契約締結案件につきましては、議案第40号から48号でございます。その後に全員協議会を行います。

4日金曜日でございますが、3日に終了または開催できなかった場合、引き続いて4日に行いますので、よろしくお願いいいたします。

9日水曜日の午前9時より総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第36号、第37号、第38号の3案件でございますが、よろしくご審査をお願いいたします。午後1時30分から、防災建設常任委員会を行います。付託案件といたしまして、議案第39号の審査をお願いいたします。

17日木曜日、一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、広報編集委員会の順で開催いたしますので、よろしくお願いいいたします。

18日金曜日は、17日に終了または開催できなかった場合、引き続き行い、その後に滞納対策特別委員会を行うことといたしました。

23日水曜日は、委員長報告の後、議案審議・採決となっております。

そして、翌24日は予備日でございます。よろしくお願いいたします。

以上が、6月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いいたします。

3番目、契約締結案件についてでございます。

(1)「議案第40号 蟹江南保育所仮設保育所建築工事請負契約の締結について」を提案し、(2)「議案第41号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(藤丸処理分区その1)請負契約の締結について」から(9)まで、「議案第48号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(本町海門処理分区その1ほか)請負契約の締結について」の8件を一括提案させていただき、以上の9件につきましては、本日追加日程により審議・採決を行います。

なお、(1)議案第40号については、報告後、計画変更がなされたかどうかについて、提案時に報告をお願いすることとなりました。よろしくお願いいたします。

4番目、意見書等についてであります。

3月定例会で継続審議となっていました(1)及び(2)並びにその後に提出された(3)から(20)の意見書の取り扱いにつきましては、17日または18日の一般質問終了後に本運営委員会を開催し、協議することとなっております。(3)から(20)は、お目通しいただきますようお願いいたします。

5番目、その他についてであります。

(1)第3回臨時議会を、須西小学校初め3件の管理棟・体育館の耐震補強等の工事請負契約締結案件を審議するため、7月22日木曜日午前9時から開催をいたします。よろしくお願いいたします。

(2)議事日程のときにも申し上げましたが、滞納対策特別委員会を6月18日金曜日開催、時間は未定でございますが、協議会室で行いますので、委員長さんを初め委員の皆さん、よろしくお願いいたします。

次に、全員協議会の件名中「蟹江町学区検討委員会設置について」の要綱に議会代表が入ることになっておりますが、全体的な問題は理事者、議会でそれぞれに検討する方法が望ましいとの提案があり、各派の意見をまとめた上、議会としての対応を検討することとなりましたので、これについてもよろしくお願いいたします。

また、議会改革、歳費、定員、定数ですね、役員任期等でございますが、及び町村合併について、将来を見据えた検討会の提案があり、次の代表者会議でまとめていくこととなりました。各会派それぞれでご協議いただくようよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

(7番議員降壇)

議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 伊藤正昇君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番米野秀雄君、6番林英子君を指名いたします。

議長 伊藤正昇君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は22日間と決定いたしました。

議長 伊藤正昇君

日程第3 報告第1号「平成21年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

報告が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、報告第1号「平成21年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

議長 伊藤正昇君

日程第4 議案第36号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 伊藤正昇君

日程第5 議案第37号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

10番 菊地 久君

この条例改正は総務民生常任委員会に付託でありますので、そのときの資料としてぜひお出し願いたいと思うんですが、この改正によって被保険者がどのような影響を受けるんだろうかなと。ありがたい条例改正であるのかどうなのか、一番大切なことだというふうに思うわけです。特に健康保険とか国民健康保険と一元化というのはいろいろ叫ばれておりますように、給与所得者とそうでない扱い方、もう給与なくなっちゃってから国保に入る人が多いわけですが、非常に生活的な問題、いろんなことあって、大変な方が結構入っておるわけですね。そういうような意味で、今度の改正によって課税限度額等々でふえるのか、ふえる人が多いのかどうなのか。したがって、現状ですね、まず現状に比べて、この改正によってこれはこう変化がありますよと。こういう方は上がりましょう、こういう方については下がりましたよというようなことをわかりやすく、ひとつ事例を挙げて出してもらいたいと思うわけです。

特に、今特別扱いをしなければならない人、今職業を、今ハローワークの話がちょっと出たんですが、一定の証明やそういうものを付して出すとこういう対象になって減額をするんだとか、こういうものを知っておることによってなるだとか、資料請求、資料というか、こちら側から出さないとなかなかやってくれないというのがお役所の仕事なんですね。だから今回はきめ細かに、本人がわかっておってそれを出すことによって、非常に助かる面があるわけですね。しかし、なかなかそれに気がつかないために、保険税が下がるのに下がらんまま払わされているということだってあるんじゃないかというふうに私は思えてならないわけですので、今回、こういう条例改正によって、従来はこうこうこういうでしたよと。ところ

が、その人は今回はこの改正によって大変マイナス、マイナスというか減額されますよと。少しでもこれは今の経済情勢等々を踏まえて、何とかならんかといういろんなご意見があってこの条例改正で出ておるもんですから、せっかくそれを、「ほう、ようやってありがたいね」って思われるかどうかが一番大切なポイントなんですね。わからんままだと「何だったね」って終わっちゃうものですから、なんせそういうような意味で、資料としてわかりやすく、今度の改正によって、このA君は21年度はこうだった、その同じ21年度と同じ収入所得というか、でやって当てはめてもらおうと、こんなに変わりましたよと。Bさんはこういうふうになりましたということを、わかりやすい資料をできたらつくっておいていただきたいと。

事務屋さんでないと、我々正直言って、これ読んどっても計算やったことありません。何しろ出た通知で、ぷっと銭だけ払っておりますもんですから、そういうような意味で、ぜひわかりやすい資料を、皆さん方のほうが優秀な能力の持ち主ですし、それだけの実務をやっていますのでよくご存じだと思うんですよ。我々はなかなかこの条文読んだだけではぴんときませんので、申しわけありませんが、今度の委員会のときの資料として、各委員がわかりやすくできるような資料をつくっていただくようお願いをしたいと思います。資料請求でございますが、よろしゅうございましょうか。

民生部長 齋藤 仁君

菊地議員のおっしゃったような資料になるかどうかわかりませんが、できるだけわかりやすい資料を作成して委員会には配付させていただきたいと思えます。その後、皆様方にまた配付させていただきますので、よろしくお願いたします。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

日本共産党の小池政策委員長は、去る3月の予算委員会で、国民健康保険税料について、1人当たり1万円引き下げよという要求をした質問を行いました。それを鳩山首相はその席上で、今の厳しいこの被保険者の皆さんの現状はよくわかったと。できるだけ財源を確保したいと思えますと、それにこたえた財源をですね、そういう答弁をして、具体的に厚労省はそれにこたえて動きをいたしました。それは、3月17日、いや、4月の6日付の各地方厚生局長殿あてに出された市町村に対する国民健康保険の指導について注意を喚起する。つまり滞納額が多くなった自治体、滞納額が非常に多い自治体、ここでは保険料、税を下げる必要があるだろうというそういう注意の喚起ですね。旭川市は、その前、自公政権時代から鳩山政権に移った当初までは、そうじゃない、その逆の指導をしとったんですね。ですから、旭川市はそれを受けて、今まで自主的に減額制度をやっていたのをやめようと言い出しました。これを小池議員は国会で取り上げまして、その後、旭川には直接指導があつて、旭川市は今までの減額制度を、自主的な減額制度を引き続き継続することになったようであります。

この具体的な市町村に対する注意の喚起の文章と、それに対応して蟹江町はどういうことを検討されたのか、もし資料がありましたら提出していただきたいと思います。

民生部長 齋藤 仁君

小原議員のおっしゃった資料を探しまして、もしあれば提供させていただきます。

議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 伊藤正昇君

日程第6 議案第38号「蟹江町保育の実施に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

7番 小原喜一郎君

質問ですけれども、7番 小原喜一郎であります。いわゆる「保育の実施」を「保育所における保育」と、こういうふうに変えたということでもありますけれども、これによって、従来はどういうふうであって、今ちょっと個人的に個々の資格のある人がやれる自由ができたのかな。そういうことなのかどうなのか。つまり従来と、このことによってこれからどう変化するのか、そこをちょっともう少しわかりやすく説明いただけませんか。

民生部長 齋藤 仁君

保育所における保育と申しますのは、今まで行っておりました保育所での保育、それは別段変わりはありません。それに並列いたしまして、先ほど申し上げたように家庭における保育というものが決められたわけでございます。この家庭における保育につきましては、保育士さんそれから保育士さんと同等以上の知識、経験を有すると市町村長が認めた方が、そういった家庭的保育事業ができるということになっております。

そのほか心身ともに健全ですとか、理解、熱意、専念できること、虐待の問題がないとか、そのほかには事業所における衛生環境それから情報提供の制度がきちんとなっておる。そのほかには設備の基準それから職員の配置規準のようなこと、それから乳幼児の数の規準、そういったようなもろもろの規準をクリアされた方については、そういった家庭的な保育事業が

できるということですが、そういった家庭的保育事業を行うかどうかを決めるのは、あくまで市町村でございます。どうしても保育所で定員等がオーバーしてしまって何ともならない。しかし、皆さん方のご家庭では有資格の方が多くみえる。そういった方でそういったような熱意があり、また、きちんとできるというような方がおるのかどうかというのをきちんと調査をして、それから市町村がやるかどうかを決める問題でございます。

ですから、今のところ私どもの蟹江町では定員を満たしてはおりませんので、まだ直ちにこの家庭的保育事業を実施に移すという考えはございません。要件的には非常に細かい規程がございまして、例えば研修につきましても80時間以上の研修が必要であるとか、継続的に20時間以上の研修を受けていただくとか、そういうようなことで非常に簡単にはできる事業ではございませんので、それができるのかどうかというのをきちんと見きわめた上で、蟹江町として対応すべきかどうかを検討していきたいというふうに考えておるところでございます。細かいことにつきましては、また厚労省のほうにも問い合わせをしたりして、県にも問い合わせをしてやっていきたいと思っておりますので、今のところは家庭的保育事業を直ちに実施するという考えはないということだけご理解いただきたいと思います。

以上です。

7番 小原喜一郎君

細かなところまでは、総務民生常任委員会にお任せするとして、私は概要として、今までと違ったところを鮮明にしたいという意味で伺っておるわけでありましてけれども、例えば従来で言えば、蟹江町では北之町にそういったたぐい、しかし家庭的ということになるのか、一定の小さな建物も所有してみえますから。けれども、現実にはそういう方が今までおりました。こういう方々と、今度の制度というか改定によってどう変化するのか、その辺がちょっとわからないので、例えば1対1で、そういう資格を持った人が家庭でどこそこの人をという形で預かることができるように規制緩和というか、そういう措置がとられたのかどうなのか、ちょっとその辺をもう少しわかりやすく答えていただけませんか。

従来ある、従来からある北之町のような、そのようなことまでのレベルなのか。もっと細分化して1対1で見える場合もそういうふうな形にすると。つまり一定の国の保育料という形の算定措置がされた上でそういうことがやれるのかどうなのか。ちょっとその辺を聞かせていただきたいと思います。

民生部長 齋藤 仁君

いわゆる無認可のベビールームといいますが、そういった一時預かりするような施設はございます。そこは線が違いますので、この家庭的保育事業というものになりますと、非常に縛りが大きくなってまいります。ですから、今までのところとはまるっきり別で、今までの方はそれなりに無認可で監査なども受けられたりしてきちんとされてはおるところでございますけれども、このいわゆる家庭的保育事業と認定されるのかどうかというのはまた別問題

でございますので、それとはまた別ということでご理解いただきたい。ですから、並行してやっていただいても今のところ別段問題はないということでございますので、よろしくお願い致します。

家庭的保育事業に規準は非常に細かくございますので、それをすべてクリアしない場合は、この家庭的保育事業というような形での認可が受けられない。受けられれば、これは市町村の保育料に従ったり、それから国・県からの補助がいただけるというようなこともございますけれど、先ほど申し上げたように本当に非常に厳しいその規準がございまして、一朝一夕にはこの事業が根づくかどうかというのは、開始できるかどうかも含めて非常に難しい状況にあると、今のところは思っております。

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

まず、ここの改正の趣旨でございますけれども、今までの従来のここの書き方としては、「保育の実施に関し」という、これが「保育所における保育に関し必要な事項」ということで、あくまで保育所というのを前面に形として出ているわけですね。だから保育所というのは一体何ぞやと、ここでおっしゃる保育所というのは、今までは保育にかけると、今度からは保育所という、町条例はね。ということは、許可のある私立であれ、公営であれ、保育所として認可をされたところを保育所と指すのか。先ほど小原議員からも質問がありましたけれども、無認可のところも保育所の体をなしておるところもあるわけですね。それを保育所というふうに認めるのか、認めないのか。この保育所という、ここに書いてある保育所とは一体何ぞやということですよ。これをまずは教えてもらいたいというふうに思うんですね。

特に今考え方として、若いお母さん方が今までは働く、職場へ行く、生まれたらすぐに保育園へ預けて働きたいとか、そういう風潮というか、社会的な動きがあったのが、最近いろいろと世論調査だとか考え方をまとめて出ておりますけれども、できる限り夫婦で自分の手元で、1歳だとか1歳半ぐらいは自分の手で育てていきたいと。特に若いお母さん方は、自分の母乳で育てたほうがいいという、そういうような気持ちが大きく変化をしてくるわけですね。だから、そうはいつでも自分の職業を失っていきませんので、やめるわけにはいかないという方もおみえでしょうし、一たんやめてからまた再雇用できるような制度も、労働の関係で変化もしてくるわけですね。だから基本というのは、あくまでも自分の子供は自分の親が手元に置いて育てれるような環境をつくってあげたいというようなことが、今大事なことではないかというふうに思えるわけですね。

そういうような意味で、あくまでも保育所というのと、保育に欠けるというのと大きく違いがあるんですよ。だから、行政がきょう提案をした保育所という問題、あくまでも保育所における保育を行う規準。蟹江町でいうと、私立の保育園があそこあそこにある、公立は

こことここにあると。このことを規準にして今の提案の条項で当てはまっているのかどうか、これ第1点ですね。

それから2つ目には、今、部長がいみじくも言いましたけれども、資格のある方が、保育所でなくても結構です。資格のある方がおれば、民間の自分の家、自分の家でおばあちゃんでもいいし、近所の方でもいいけれども、その方がその中でお子さんを面倒見るといような条件やいろんなものが出てきたときには、これは保育所ではないけれども、別の法律の中でその人たちを面倒見れると。この町の出る法律と違う法律の中でと、こういうように区別をするのかしないのかという点ですね。その辺は、どのようにきょうの提案者としてはお考えで提案をされておるんですか。

民生部長 齋藤 仁君

お答えいたします。

法律は同じ児童福祉法でございますので、違う法律で認可されたということではございません。その法律の中から、政令とかそういうようなところで、いわゆる保育所の保育と家庭的保育事業というふうに2つに分かれたものでございますので、誤解のなきよう。

それから、蟹江町の保育といえますのは、「保育所における保育」とこのように変えさせていただいたのは、従来どおり保育所で行う保育、それが文言が変わったということで、今ご提案申し上げたような保育所における保育の事業の実施という形になるわけでございます。やることについては、何ら問題、問題というか変更はございません。

それから、民間の保育所に対する委託事業も同じでございます。蟹江町が行う保育ということで、何も変わっておりません。集団における保育に欠ける方に入っていて、保育所で保育をするということですよ。

家庭的保育事業というのはそれと並行して出てきた概念で、さっき申し上げたように保育所における保育以外で、各ご家庭で有資格の方がきちんと規準をクリアされて、町の指導のもと連携体制をとって、保険にも入ってという、非常に細かい規制の中できちんと対応できる方というふうに認められれば、町のほうから保育料はこれだけいただけますよ、措置費としてこれだけのお金を出しますよというようなことで、いわゆるごく小さな民間の保育所という格好のものが家庭的保育事業というふうな概念で出てまいったものでございます。

ですから、中身についてはほとんど同じことを同じようにやっていただく。ただ、対象の人数がごく少数、3人程度であるとか、保育を行う方がお一人で、もしくは補助者の方入れてというような形で、少数の方でできることはできるんですけど、施設ですとか給食、衛生面それからその方の人格、保育をする方の人格いわゆる虐待をしたことがあるかないかというようなことも含めて、そういうようなことで、町が認定をすればそういった家庭的保育事業もすることができるということでございますので、こちらのきょうご提案申し上げた条例については、今までどおり、ただ基本となります児童福祉法が変わったので文言を変えた

だけという、いわゆる文言の整理といった程度の改正でございますのでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

10番 菊地 久君

条例、条文というのは、書いてあるだけで冷たいものでして、読むだけなんですよ、正直言ってね。でもここへ出た、至った経過や経緯というのが、一番理解をしてもらって、我々にも、これ議会の議論でございますけれども、なぜこういう条例の改正が出たのか、その背景は何だろうか。その辺を大事にしてもらいたいというふうに思うわけですね。

特に、今の町の公営で面倒を見るのは、時間も決めて5時まで、居残りして1時間、6時だとか7時だ。しかし、その人の預かってもらいたいという家庭からいうと、仕事の関係で深夜まで預かってもらいたいという方もおみえでしょうし、朝は朝6時から預けてもらいたいたとか、いろんな家庭の状況によって皆さんそれぞれ違うわけですよ。たとえ1割でも、1人でも2人でも、そういう方に対してはどのような方法があるのだろうか。

民間は民間で、確かに許可はないけどグループつくって、3人、5人でも面倒を見たり、いろんなことがあって、事故が起きるとぱっと表へ出ますけれども、どうしたらいいんだろうかと。蟹江町の町民であり、蟹江町の子供を、幼くおぎゃあと生まれた子供さんが、安心をしてここですくすくと育つためには何をしたらいいんだろうか、どうしたらいいかというのが、行政として考えなければいけない大事な原点なんですよ。

だから、その原点に立ち返ったときに、条例改正のときにはやっぱり原点に立ち返って、これはどうしたらいいのか、これはもっと拡大できないだろうか、こういう指導をしたらどうだろうかとか、こういうことをつけ加えながら、一步一步前進をしてもらいたいという気持ちがあるもんですから、ただ条文改正だけなら簡単なことです。書いてあるとおり読みがそれで済む話ですけども、心がね、条例の中に心とこれからの施策、我々だったらこれはどうしたいんだよと、どうしようというものを発信をしてもらいたい。

そういうような意味で、この条例は条例で文章を変えるだけのことでございますので、文章を変えたよと。じゃ、どうなるのと。この条例が通ったら、だれがよくなるの、どの人が救われるのという質問があったときに、具体的にどういうことなんでしょうか。例えば今この条例が通ったと。そしたらどういふ変化があるんですか。例えば、担当者としてはありがたいなと。こういうことによって、今まで困ったことがよくなったなというようなことは感じられますか。

民生部長 齋藤 仁君

先ほどお答えしたように、文言の修正程度のことでございます。先ほど児童福祉法の中で、保育所の中における保育と家庭的保育事業というものの並行した事業ができるようになってきたということでございますので、どんな方がと言われますと、何ら変わりはありません。

今までと。それ以外、例えば菊地議員が申されましたようなことにつきましては、一時保育ですとか、延長保育ですとか、そういうようなことで私ども対応しておりますので、別段変わるものではないので、この条例を改正したためにどのような方がよりハッピーになるのかということをお尋ねされても、今までと変わりませんというしかお答えできませんので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますけれども、つまり私からもそうですけれども、質問の本旨は、要はこの提案理由の中に、この案を提出するのは児童福祉法の一部改正のためと、これだけなんですよね。何でこれ条例改正、国として条例改正をやったのは、何で、どういう背景で、何をやろうと目的にこういうことをしたのかという説明がないと、我々としてはわからないです。それで伺うんですけれども、このことによって私一番気にしているのは、名古屋市には無認可保育所がたくさんあります。私の知っている限りでは、蟹江から小さな子供を連れてホステスさんが通っている例もあります。無認可保育所に預けて仕事をして連れて帰ってくるという、そういう例もたくさんあります。そういったところが、どう救われる方法が、いや、何か救われる方法がこの中から出てくるのかなと思ったりして聞いておるわけなんですけれども、この提案によって、改正によって、認可規準に変化はあるんですか。そのことによって、無認可保育所が何とかなるだとか、あるいは幅広く個人でやれるようになるだとか、認可規準に変化があるかどうか伺いたいんです。

民生部長 齋藤 仁君

児童福祉法上の変更ということで、字句の整理というふうには先ほど申し上げました。今まで「保育の実施」というふうになっておったところが、先ほど申し上げましたように家庭的保育事業といった概念が出てまいりまして、それに対して「保育所における保育」というふうには字句が修正されたものでございます。ですから、そういったもの以外のことについては、先ほど申し上げた家庭的保育事業の事細かな条件設定等がございまして、そういったようなもの以外については何ら変わるものではないので、私どものこの条例改正につきましても、字句の訂正程度にとどめさせていただいたものでございます。ですから、無認可ですとか、認可規準とか、そういったようなものはすべてさわられておりません。

以上でございます。

議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 伊藤正昇君

日程第7 議案第39号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

消防長 山内 巧君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

提案理由が終わったので、これより質疑に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

改正要点のところ、消防長、42条なんですけれども、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に個室型店舗の用途に供する場合とあるのですけれども、これは例えば蟹江町のこの体育館を、文化祭だとか何だとかいう形で、その中で何か一定の商売をする、個室型で商売をするようなことが一時的にあった場合のことに限って言うておるのですか。ちょっと説明していただきたいんですが。

消防長 山内 巧君

今の準用のほうの規定でございますが、今ご質問のとおり、例えば体育館、講堂、こういったところの対象物で、今そのような個室型店舗、例えばパーテーション等で区切って、そういったインターネットカフェみたいなことをしても、これは避難管理の規定については個室型店舗の避難管理の規準を準用すると、そういったものでございます。

以上でございます。

議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 伊藤正昇君

日程第8 議案第40号「蟹江南保育所仮設保育所建築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でありますけれども、確認だけしておきたいと思います。

業者選定調書の8、9、10、11、12、福岡建設以下この5社については、蟹江町内に事業所があるのでしょうか。それとも町外の業者ということで思っているのでしょうか。ちょっと聞かせていただきたいと思います。確認しておきたいです。

民生部長 齋藤 仁君

今、小原議員が挙げられた5社につきましては、町内に事業所があるわけではございません。海部津島管内で事業所のある業者さんを選ばさせていただきました。

以上でございます。

議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は精読とされました。

議長 伊藤正昇君

日程第9 議案第41号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(藤丸処理分区その1)請負契約について」ないし日程第16 議案第48号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(本町海門処理分区その1ほか)請負契約の締結について」8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

議案第41号から48号までの提案理由が終わったので、これより質疑に入ります。

8番 中村英子君

8番 中村です。

この入札の執行日がすべて5月24日ということで、下水道関係もそうですし、保育所も、

南、仮の、仮保育所もそのように5月24日ということで入札されているわけですが、この工事期間であります、どのようにこれは設定されているのかというご説明がありませんのでわかりませんが、工事期間はすべてこれ同じように設定されているのか、また、ずれて設定されているものなのか、工事期間についてまずご説明をお願いしたいと思います。

それから、この管ですけど、管きよということですが、出された大ざっぱな数字では、この単価というものについてはちょっと理解がしにくいわけですが、もちろん長さ、それからその工事の難易度ということでそれぞれ違ってきているものなのかどうかというところも少しわかりません。例えば場所によっては、非常に何か特別な事情があって単価的に高つくところもあるよとか、あるいはまたそうではないだとか、この背景、出された数字の背景というのはよくわかりませんので、その辺について全体的に変わりのない設定なのか、またそうではないのかということで、ご説明をお願いしたいと思います。

議長 伊藤正昇君

それじゃ、答弁は休憩後にします。

暫時休憩といたします。55分まで休憩といたします。

(午前10時37分)

議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

議長 伊藤正昇君

その前に、議案第40号のちょっと字が間違っていたそうですので、訂正を許可いたします。

民生部長 齋藤 仁君

大変申しわけございません。議案第40号の入札執行調書におきまして、字句の間違いがございました。入札執行調書の落札業者名の欄でございます。株式会社加東建設、加えるに東という字になってございますが、正しくは加えるに藤という字でございます。加えるに藤の加藤建設、蟹江町の業者さんでございますので、よろしくご訂正のほどお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

議長 伊藤正昇君

それでは、答弁から始めます。

下水道課長 絹川靖夫君

それでは、中村議員の答弁をさせていただきます。

標準工期につきましては、金額によりまして、6,000万につきましては7カ月、8,000万につきましては7.5カ月という標準工期が決まっております、金額で。町の場合、今回は2月28日を設定させていただきました。これは2月28日すべて、来年の2月28日工期の最終日でございます。で、今表を見ていただきますと、4,800万。これ金が低いんじゃないかと言わ

れるんですけど、これは推進工法、5番から6番それから7番あります。すべて通行どめはできませんので、迂回ルートとしてやり始めをちょっと遅くすると、どうしてもそういう関係で2月28日にさせていただきました。

それともう一つ、水道等の故障関係もございまして、もし下水道管を入れるときに水道も入れかえになりますので、それも加味しまして2月28日に決定をさせていただきました。

あと工事の内容でございしますが、藤丸団地について説明させていただきますと、道路の中に管が入っております。それをすべて布設管を取り出しまして、150の塩ビ管を入れさせていただきます。それが道路の中にすべて入ります。公共柵をそこから取り出しまして、家庭内に公共柵を入れさせていただきます。これがすべてですと650戸になると思います。この件数だけを入れさせていただきます。

あと、5、6、7につきましては推進工事でございますので、ここら辺の付近の面整備はすべて終わると思います。それで、県の今、推進工事を、800の管を10メートルの位置に入れております。これが完成しますと接続点、新本町線にありますように、8番から11番まで、公共柵が接続点ができますので、すべて町はそれに対して面整備が終わったところを推進工事でやらさせていただきます。管の径につきましては、200から250で、推進につきましては3.5メートル以上でございます。

それから、南保育所の海門地区につきましては、これは藤丸と一緒に、管を、150の管を道路にすべて入れさせていただいて、工期につきましても2月28日に終わるように設定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

8番 中村英子君

今のご説明ですと、そうすると2月28日に完了すれば、業者のお好きなときにやってもいいよということなんですか。いつでもお好きなときというか、今から入札かけて都合のいいときに。2月28日にさえ間に合えば、工事は業者のご都合でどの期間にやっても構わんということなんでしょうか。

それと、加藤建設というのが結構これで落としているわけですけども、保育所も落としておりますよね、加藤建設が。そこで、保育所のこの工期はどのようになっているのか、それとの兼ね合いもありますので、まず、お聞きをしたいと思います。

それから、そうしますとこの箇所によって、今ご説明ありましたように、面整備が終わっているところとか、そうでないところとかということで、それぞれ単価は違っているというようなことでよろしいでしょうか。今この出てきている8つの工事のそれぞれの単価というのは、メートルとそのかかる金額を掛ければ単価は出るわけですけど、合計は。それはその面整備が終わっているところと、また、藤丸みたいに全部また取りかえると。掘り返して、また新たなものを入れると。何もないとこに新しくつくとか、いろいろそれによって違

いますので、それぞれのその状況によって変わっていると、違うということの認識でよろしいですか。

民生部長 齋藤 仁君

議案第40号でご提案申し上げました蟹江南保育所仮設保育所建築工事の工期でございますが、こちらにつきましては来年3月の18日までとしております。3月18日までとしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

下水道課長 絹川靖夫君

藤丸団地につきましては、説明会を10回やらさせていただきまして、早くやってくれという要請がありますので、準備期間として業者はこれ議決もらうのに1カ月ぐらいかかりますよね。で、7月から入るというお約束をしてますし、町のほうでも業者に対しまして施工会議等をしますので、余り期間をあけてやるということはございません。工期があれども、1カ月たったら現場に入らせていただくことになります。

それからあと単価につきましては、やっぱり年度年度で違いますよね。早くやったところは安くできますし、藤丸団地や何かは既設管や取り除きなんかの余分なお金がかかりますし、その施工箇所によってまちまちで、議員が言われるとおりでございます。

10番 菊地 久君

まず1点目は、この工事ですべて完了だということなのかどうか。ことしで、ほかにまだあるのかどうなのか、それをお尋ねするのが1点目。

それから2点目は、落札率の関係でありますけれども、見積もりの取り方、今私、課長の話聞いておると、いろいろ複雑なんですね。逆に私は見積もりの取り方として簡単に考えたのは、基本的な考え方として布設管の大きさ、長さ、バンド管とチーズ管があるのかないのか。埋設の深さはどうなのかという一つの基礎単価があって、それを計算していくと何ぼというのが出るんですよ。それだからこれ大体計算すると、業者というのは計算するとわかっちゃうもんですから、あっ、こういう落札率、99%近い金額で落ちるんだなというふうに理解していたの。しかし、今のお話だと、いろいろの所、場所によって非常に違いがあるんですよ。違いがあるにもかかわらずすばらしい入札結果が出るともんですから、ひょっとして一工事一区間ごとに計算というのは賢い人があって、町の大体計算式をわかっちゃってやったのかなというぐらいな気がするわけ。大体同じところを同じようにやりやすく答え出るもんですからね。だから、そうではない、非常に先ほどのような課長の話だと、藤丸団地でやるところと本町地区でやるところと、工法違うんですよ。推進型、機械を借りて何メーター掘ったりすると、その機械を持っておる業者かどうか知りませんよ。ないと、リースで借りると1日何ぼだとか、これ使うと、こんなんやり方全く変わってくるのに大したもんだなと。今までも何カ所かやっておるからね。その実績で、あんたの見積もり単価ぐらいは理解しちゃったかなと思うし、そうではないかな。しかし、すごいなと思って関心しておる

ところ。

だから、そんなこと中身をどうのこうの今さら私が突っ込むこともありませんけれども、非常にすばらしい入札単価、単価じゃない、結果ね、結果がすばらしかったなと思うし、これは理事者側が今回こうやって、きちんとぱっと資料まで出してくださって、非常にすばらしいと思うんですよ。やっぱりこういうことは大事なことであって、だれに見られようが、だれに聞かれようが、きちんとおやりになって、結果は結果としてあとはいい仕事をやっていただいて、ご迷惑かけねばいいことですが、そこで、あちこちらでおやりになっていて、工事の仕方によって、あそここことやっていると、ここへ行ってぶつかるわけ。そうすると、これはまずいなと思って右折をするの。そこでもやっておる。今度そこへ行くともたぶつかってというような工事のやり方、これはやっぱり避けていただいて、今言うように2月の何日まであるもんですから、頼むで、1カ所なら1カ所、そこ行ったらずっとそこだけやりゃいいというようなやり方でやってもらわんと、右折する、左折する、本町行ったら往生こいたと。とうとう家へ帰る道まで間違えちゃったというようなときがあったんですわ。そういうことを言っていた人がおった。だから、その辺は間違いないように。

それからもう一つは、交通安全の面でガードマン、安全対策ということでガードマンを必ず置きなさいとか、工事によって今一番、業者が一番うれしいっちゃ失礼でございますが、安全対策の費用というのは、見積もりの段階でも削らないんですよ。ほかの工賃だとか材料というのは物すごい厳しいの。工事をやるほうは大変ですわ、今。正直言って私も経営者の一人でございますけれども、何でも安くすりゃええとね。何でもということで削られて、仕事やらんほうがいぐらい大変なことようわかるんですよ。そこで削られんのは安全対策です。だから、安全対策をそこで十二分にやってもらわんと、3人の計算になっておるけれども1人だったとか、全然いわば頭数置いておけとか、そんなようなことになったりするとこころが往々にしてあるわけ。ずっと工事、土木工事、今あちこちやっていますが、よく見るとわかりますけれども、東名阪やってますよね。あこは大したもんだね、工事といい安全対策って本当にすごいわけで、でも小さな地元だとなかなかうまくいかん面もありますので、その辺は万全なんでしょうねと思いますが、よろしゅうございますかという質問だけしときます。

下水道課長 絹川靖夫君

まず最初に、進捗状況を説明させていただきます。

当初は、第1期事業として平成14年度から平成21年度の8年間を事業期間としまして、面整備140ヘクタール、建設事業費64億円を見込みまして、日光川下流流域下水道関連公共下水道として下水道整備を進めてまいりました。また、平成22年4月から、一部最上流端駅北処理分区、駅前処理分区、今東処理分区、整備面積28.7、約600世帯、整備人口としまして1,500人の方に供用開始をしました。

下水道受益者申告書につきましては、約300件発行しまして、今のところ85%返ってきております。これについては徹底をして申告書を出していただくように、職員に責任を持ってやらせていただきます。

それから決定通知につきましては、7月の中旬、納入通知は月末の末に発行させていただきます。

それから受益者負担金の課税対象面積は14万平米で、お金につきましては300円でございますので、4,200万。これは一括と分割がありますので、3年間で最終的に4,200万入ることでございます。21年度末までに整備面積110.8ヘクタール、整備率79%、これは140ヘクタールに対してでございます。建設事業費は41億円となりまして、今、色の塗ってないところがその工事でございます。第1次事業としては、最終的に建設事業費は64億円から約53億円になる見込みでございます。今年度は整備面積26.3ヘクタール、整備率98%になります。これも140ヘクタールに対しましてでございます。整備人口は1万人の方に使っていただくようになります。

内訳でございますが、今の図面で言いますと、1から3の藤丸処理分区につきましては12ヘクタール、駅北処理分区につきましては3.9ヘクタール、今東処理分区につきましては1.2ヘクタール、本町北処理分区につきましては0.8ヘクタール、本町新屋敷処理分区については1.6ヘクタール、本町処理分区につきましては6.4、それから本町上処理分区については0.4。第1期事業認可としまして、平成15年1月7日にもらってまして140ヘクタール、それから平成20年3月18日に変更認可をいただきまして、今の役場の西側まで、関西線までが変更認可に入っております。これは第二学戸処理分区でございます50ヘクタール、それから本町海門処理分区20ヘクタール、これは駅前団地とか水明台団地が入っております。それから本町新屋敷処理分区を22から28に6ヘクタール増しました。これは処理分区のやり方をちょっと変えた関係で変更をさせていただきました。事業費は64億円から105億円になります。さらに平成25年までに本町海門処理分区、駅前団地、水明台団地まで完了予定を目標に挙げ、なお一層の推進を進めていきますので、よろしく願いをいたします。

それから、あと今予定価格の関係でございますが、先ほど出しましたように落札率は落札価格を予定価格で割ったものでございまして、公共工事の発注者が入札または随契契約を行う際にその契約金額を決定するための規準となるもので、発注者が事前に作成するものでございます。それが見積もり価格でございますが、社会情勢の補正とか、例えばガソリンが値上がりしとるとか、それから現場条件で道路が狭いとか広いとかいうことで作成をさせていただいております。

それから、予定価格というのは標準的な工法で施工するのに必要な上限価格でありまして、なおかつ建設会社の見積もり額とほぼ等しい関係にあるのが正しい見方ということになっております。入札は、このように設定された予定価格の範囲内で行われるもので、標準工法で

積算された価格を企業努力によってどれだけ下回ることができるのか、競争になります。技術力、営業力ある、あるいは大企業であれば大幅に予定価格を下回る可能性があるかもしれませんが、それでも適正な利益を確保することになれば、予定価格に近い金額で落札することが考えられ、したがって企業努力の余地のない現場条件の厳しい工事によっては、落札率もおのずと高くなる場合が考えられますので、よろしく申し上げます。

それから、これは余り言いたくないんですけど、建設業者は発注機関から配付される設計データをC D Cに取り込みまして、オプションで積算することは可能なんです。それで、また予定価格が逆に自動シミュレーションができる、さまざまな用途に使用できる機能を備えている土木業者向けのソフトウェアが開発されておりますので、万単位までばちっと持ってくるんですね。そういう理由で予定価格に引つつくのはやむを得ん状況でございます。

以上でございます。

(発言する声あり)

それから、出会い仕事につきましては極力ないようにさせていただきます。

それから、安全対策につきましては、よく住民の方からガードマンふざけておるといふことでございますが、今回発注が早いものですからいいガードマン残ってますので、適度に、適度にといふか適切に指導させていただきまして教育させていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、今のご説明の中で、なかなか全体としてどこまで進んでいるかということについてわかりにくいんですけども、概要で、蟹江川東近鉄までの面で先ほど九十何%云々ということと言われたんですけども、この地域で九十何%というふうに理解しているのかどうなのか。どうもあっち飛びこっち飛び工事をやられるんで、どこまで進んでいるのかなと、面では、ちょっと理解しにくいので聞かせてほしいんです。それが1点です。

それからもう1点は、せっかく下水道と水道部が統合したわけなんで、これは水道部長に聞いてもいいと思うんですけども、水道部長じゃない、何というんですか、正式な呼称は、上下水道部長ですか。水道会計で、非常に効率が悪い状況を申し上げたですよね。1割以上も県水を損しちゃっている状況があると。それはまだ今も全体としてどこに原因があるかということについて、恐らく調査されているんじゃないかと思うんですけども、この下水道との事業をやっていく過程の中で、そういう漏水だとか、そういうことについて調査したり何かするということについてはついでにできないかどうか、その辺を伺いたいと思うんです。

下水道課長 絹川靖夫君

図面を見ていただくとありがたいんですが、平成22年度6月議会議決案件でございます。

藤丸団地から江向線でございます。豊台に入っていくと。それまでが、それと蟹江川と福田川の間が認可とってあるところでございます、それが140ヘクタールでございます。そこがすべて使えるようになりますし、あと駅北のほんの一部のところが残っておりますので、必然的に市街化の家の建っておるところにつきましては、すべて供用開始の中に入るといふことでご理解をお願いいたします。

上下水道部長 佐野宗夫君

議員が言われましたのは、有収水率だと思います。その問題でいきますと、私どももこの下水でいけば、道路の狭いところにも管は入っております。それも骨格となる管もでございます。そういう関係で、あくまで下水道管等の工事のまたぎのところでは、どうしてもそのところで入れかえとかそういうことが出てきております。そういう絡みでも調査をさせていただいておりますし、また新たに今JR北のほうで区画整理事業をさせていただいております。そのところにも新たな配水管の導入が必要となってきます。そういうような動きを精査させていただいておりますので、答弁につきましてはまだ調査中でございますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

7番 小原喜一郎君

大体の状況はつかめたんですけども、飛び飛びでやるというのは何か理由があるんですか。この工事そのものを、あっち飛びこっち飛びやるというのは、これが1つです。

それから、この有収水率のことについてですけども、どういうふうにすれば、私は一般的に言うと、多くの水道会計で見えますと九十数%くらいでおさめているんですね。だけど蟹江の場合は90%を下回ることもさえるわけですから、これは特徴的に何とかしなきゃいかんという課題が残っていると思うんですね。例えばこれだけの面を整備するわけだ、下水道で言えばね。それやっている過程の中で、それを発見し得る何か状況をやれないかどうかということの思うんですね。そりゃ経費節減という点からいっても、別途またこの水道は水道でやるなんていうことでは余分な経費を使うということになるので、ついでに何とか発見できないかどうか、漏水箇所について。

私は、今まで下水道を始める前、いや、ここ二、三年前までは、少なくとも九十四、五%だったと思うんですよ。それが一挙に90%前後になってしまったということは、やっぱり何か原因が、全般的な漏水ということじゃなくて、何か原因があるように思うんですよ。その辺を、いや、あなた方として検討されてどうしようとしているのか。見通しがあるのかどうか、その有収水率を少なくとも九十数%に引き上げる見通しがあるのかどうか、ちょっと聞いておきたいです。

下水道課長 絹川靖夫君

ご説明申し上げます。飛び飛びに好きでやっておるのじゃございません。これ藤丸団地に

つきましては、供用開始をしないと、今、集中浄化槽が単独で持っておりますので、そのつけかえ工事でございます。あとこの飛び飛びにつきましては推進工事でございますので、県の工事が終わらないとやれない部分でございますので、ご理解をお願いいたします。

上下水道部長 佐野宗夫君

有収水率のアップの考えでございます。これにつきましては、議員もご存じのとおり配水管といたしましては全町入っております。それにつきましてはすべて新しい管ばかりではございません。あくまで概略でいきますと、200キ口が配管網図で選ばれております。そういう関係上、昔の組合当時の管もまだいきているところもございます。そういうような絡みもございまして、こういう海門地区とかそういうところにつきましては、極力私どもも投資しながら動きはとっていきたいと思っておりますけれど、何分にも管の入れかえにつきましては、下水道工事まではかかりませんがある程度の資本投資が必要となっておりますので、それにつきましても経費の面からまた再度検討いたしておるところでございますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

7番 小原喜一郎君

すみませんが、ちょっと細かくまで言って申しわけないんですけども、今の答弁の中で、新しく布設がえをしたところの地域、それから古いところの地域というのは、あなた方はもうつかんでいるわけですからね。それで私は、この有収水率の変化の歴史をしてみると、徐々に減ってきておるわけじゃないんだよ、あれ。ここ2、3年急に減ってきてるんだわ。これはね、これはそういう特徴的なところがあるだけに、原因の究明という点でいうと案外簡単にできると思うんですよ。しかも古いところはわかっているわけですから。そうでなしに急に減っているとすれば、何か相当大きな事故的なものがなきゃおかしいんだ。そうじゃなくて有収水率が悪くなっているとすれば、やっぱり古いところの地域を集中的に見てみる必要があるということになると思うんですね。しかも古い管が入っているとことというのは、そう大きな面積ではないと僕は思うんですけど、どうなんですか。だから、その気になればできないことはないというふうに思うんですけど。

上下水道部長 佐野宗夫君

先ほども申しましたように、蟹江町は200キ口入っております。その中で耐用年数という管の寿命もでございます。それを調べてみますと、半分の100キ口が40年以前の管でございます。そういうような形を少しでも有収水率を上げるために、計画的に古い管のところを、骨格となるところなんですけど、そういうところを年に5本、6本の入札をかけさせていただいて整備はさせていただいております。そういうことだけでちょっと追いつかないところもございまして、そういうこれからの下水道計画にあわせた形で、再度そういう調整を図っていきたいと思っております。

以上です。

12番 山田乙三君

12番 新政会 山田です。

ちょっと確認をしていきたいんですけども、上下水道課長が非常に答弁うまく言われて、さらっと推進工法とこういうふうにおっしゃいました。菊地議員からも東名阪のところできちっと看板が、県のあれで微に入り細に入り掲示してありまして、見とつてもわかる部分とわからん部分があるわけですけども、私、素人考えで、電気、ガス、水道は、GLから地下へ何メートルという規準があるわけですね。今度推進工法だと、蟹江町の建設業者さんだと、失礼なこと言うかもしれませんが、そこまで資格持っておられる技術者はおられない。ということはどうしたかということ、大手業者にちょっとこのサポートをお願いしてやられるケースがある。また、中小業者におかれましては、社員といいますか、職員に、おい、ちょっと行ってこい、勉強してこいと、資格取ってこいと、こういう推進工法でやられておる、場当たり的という失礼ですけども、現実にあるように私は耳にしております。

それで、今回選定理由の中で3番目の中に、蟹江町建設工事請負云々として、3条3項に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先して選定したとこういうことですから、ちょっとこれ非常にはしょってありますので、私申し上げたことも含めて、いわゆる仮に大手業者からそういう推進工法は、今言いましたように電気、ガス、水道、3メートル以下に埋設するとこう言われて、わき水だとか、非常にちょっとそこらの資格を持った人ではだめだなということで、きちっとそういう決まりが私はあると見ておりますけども、その辺裏話も含めて、別に当然大手からそういう資格、有資格者をもって頼んでやられて、ちょっと金が高つくなと。現実にそういう業者も私あえて言いませんけれども、大手から頼まれて現場監督して立ち会っておられる現状も把握しておりますし、また、こういうことを機に職員といいますか、従業員に資格を取らせるような方法でやっておられる、その辺わかる範囲、言いにくければ別ですけども、その辺の規準はどうなんでしょう。当然、おられなければその選定基準の中から外れますので、その辺もどうなんでしょう、実態としては。

ただ、この選定基準としてます理由として3番目のところもありますし、指名業者選定調書等々ありますけれども、ただ、資格がない人がやっても全く危険につながりますし、その辺はどんなことを勘案されて最終的に選定に立ったか、この経緯をお聞きしたいと思います。

下水道課長 絹川靖夫君

下水道事業につきましては、平成16年度から受注機会を与えるように業者に発注をしてきました。で、今6年ぐらいたつんですけど、技術的に成果を上げてきましたが、こういった推進工法につきましてはどうしてもやっぱり専門職でございまして、委託をしているのが現実でございます。監督につきましてはとった業者が監督し、残存廃なんかにつきましてはとった業者がやると。技術的なあれについては下請をしているのが実情でございます。

それから、あと今言われたように推進工法につきましては、どうしても蟹江町は水がすぐわきますもので、3.5メートル以上につきましては推進工法の工法をとらせていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

12番 山田乙三君

ありがとうございます。はっきり蟹江町の優秀な土木には、全国からいっても蟹江町の業者は優秀だということが評判になっておりますし、大手の方から現実にはその工事期間中に依頼されて、現実には現場で、Aという業者が入札されたけれども、大手業者からそういう方をお願いして立ち合わせておる現状はありますね、はっきり言って。それから蟹江町業者もこういう機会をとらえて職員に資格を取らせると、こういうケースも私は耳に入っておりますけれども、非常にスキルアップといいますが、レベルアップという面からいっていいことだなと思っています。それがこの入札の金額の中にも当然反映されてきますんで、そういうのなんかはどういう算定方式、システムが、ソフトがあっばとやれば金は出てきますけども、別個に、今までだったら自前の現場監督でよかったものが、推進工法によることによりまして期間も長いですし、非常に年配の人の監督者、有資格者の方でもってですから、金額も非常に社員のトップレベルに当たるようなお手当も出さなあかんと思うんですけども、その辺の悩みといいますが、業者の苦情まではないですけども、どうですか、その金額を算定するに当たって考慮されていたかどうか。その辺をお伺いしたいです。

下水道課長 絹川靖夫君

積算につきましてはやっぱり標準のあれがありまして、推進工法の例えば径が300なら300で入れると、ぱんとお金出てしまいます。あと現場監督等につきましては、うちは愛知県の整備協会に委託をしまして、監督も勉強しながら特別な工事については努力してまいりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号ないし議案48号は、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号ないし48号は精読とされました。

議長 伊藤正昇君

日程第17 議案第49号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

10番 菊地 久君

10番 菊地です。

この補正予算の中身についてはなしに関連でございますけれども、ご存じのように子ども手当が支給されまして、大変各自治体でご苦労をされておるとは思いますが、蟹江町は万全な体制で多分おやりになられたと思いますが、問題というのは現在なかったのかどうか。どのような状況なのか、ありましたらちょっと教えていただければありがたいですが。

子育て推進課長 鈴木利彦君

今現在、子ども手当については、今月ニュースでも一部の市町村で現金でお支払いしているところがございますが、蟹江町については前の児童手当と同じように口座振替で2、6、10ですので、今回は6月10日を予定しております。2月、3月分から、2から5月分までを今回6月の10日にお支払いしますので、中には2月、3月分の児童手当それから4月、5月が子ども手当というような2種類でお支払いする予定であります。今現在、ちょうど6月1カ月については現況届が相かわらずでございますので、今、児童手当からそのまま子ども手当のほうへ移行された方については、今、現況届けを出してもらっている状況でございます。今のところ差し当たり問題は起きてございません。

以上でございます。

10番 菊地 久君

これから問題になってくるといけませんので申し上げたいんですが、申請を、関係なくて、今までいろんな条件があって、申請をしないと、9月、4、5の分を9月までかな、しないともらえないんですね。そういうことを本当に該当の人たちが全部理解したらいいんですが、初めてのことでございますので、なかなか周知徹底されない場合があると思いますので、そういうような点のお知らせだとか、また相談だとか、こういうようなものについては万全な体制でおられるかどうか、その点、いかがでしょう。

子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、よくある申請主義と言われるかもしれませんが、今回新たに子ども手当に該当になったご家庭、要するに中学校2年生以上のご家庭については、こちらから前もって調査をしまして、郵送で認定請求書を送らせていただいております。あと小学校の子どもさんがみえて、新たに中学校のお子さんが今回該当になりますので、そういった方についても額改定届等を送らせていただいておりますので、今のところ漏れというものはないと思っております。

ただ、啓発については、当然、広報等にもまたもう一度子ども手当について載せなきゃな

らない部分がありますので、その辺もう一度、今回6月の現況届にもとりあえず子ども手当の申請はお済みですかというような文面を載せたと思います。一応その辺は漏れのないようにやっていきたいと思っております。

以上です。

6番 林 英子君

今、子ども手当の問題が出ましたので、1つお聞きしておきたいというふうに思いますが、蟹江町の場合は口座に入るとのことですが、その入ったお金で、給食費を払ってない場合にそこから引くという方法がとられている自治体もありますけれども、蟹江町はきっとそういうことはないだろうというふうに思いますが、どのようなお考えかお聞きしておきたいと思えます。

子育て推進課長 鈴木利彦君

保育所の給食費ではないんですが、保育料の滞納をされてみえる方も子ども手当の該当になる方がみえます。ただ、その方については、そのままその口座から引くわけではできませんので、あくまでも本人さんに現金でお支払いを差し上げて、それで返していただくというような形をとっております。ですので、口座からいきなり天引きということは、今はやっておりません。

以上です。

7番 小原喜一郎君

19ページの上から2段目になりますか、都市下水路整備事業、工事請負費、第4工区とのかかわりのものですね。ご配慮いただきましてありがとうございました。おかげさまで、なかなか、問題は4工区がやるものか、町がやっていただくものか、いろいろなやりとりがあったようですけれども、町のほうでやっていただくことになって、つまりこのほうが早く、スムーズに工事ができるんですね。問題は、同じようなものを私相談受けているんですね。これは土木課長か、ファミリー歯科の水路、東へ行ったところの水路のフェンスですけども、もう2年前から言われておるわけですけども、所管が違うようですけれども、つまり舟入は何工区ですか、あれは、舟入の区画整理組合がやることになっているそうですけれども、なかなか進みませんね。これはやっぱり一定のルール、町と区画整理組合との話し合いで、区画整理をぶつけるとなかなか進まないという面があるんですよ、現実ですね。何かこうスムーズに行くルールづくりというか、できないものか、ちょっと伺いたいと思うんです。

産業建設部長 水野久夫君

舟入地区のフェンスのお話でございますが、土地改良でいろいろ施工していただいた部分を、本来ですと、土地改良のほうで修繕とかをしていただくというのが本来でございますので、お願いをしておるところです。ただ、場合によってはフェンスの改修にのみならず水路

改修等においても、そういった今後は土地改良区さんのほうとお話をさせていただいて、今回たまたま土地改良からそういった負担金をいただいて、町のほうが代替で工事をしたというような事例もございますので、今後、土地改良区さんのほうとそういった内容で進めさせていただきたいと思います。

7番 小原喜一郎君

第4工区でいえば、工区長さんから一定のお話もありまして、それで最終的に4工区からお金出すので町でやってもらえんだろうかという結果になったと思うんですね、下水道課長、そういうことになったというふうに思うんですけれども、そういう話を町のほうが積極的にしていただいて、つまり危険ですので早いところ工事をやってもらわないかんわけですから、そういう点では、そういうことが早く進むような形を町がリーダーシップをとってやっていただくように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

議長 伊藤正昇君

答弁要るか。

7番 小原喜一郎君

いや、要望だから。

3番 山田邦夫君

補正予算の15ページ、本町に設置する常設資源ごみ置き場の件ですが、設置費に868万とありますが、代表質問のときにも口頭でやりとりされましたですね。全員協議会で何か図面でも出るかなと思ったら、今回出ておりませんね。どんなふうな工事、どんなふうなやり方をするということについては非常に町民から質問を受けますので、何か予算が通ったら説明をされるのか。我々にはどんな構想でやろうとしているか、説明の機会がいただけるかどうか、お尋ねします。

民生部長 齋藤 仁君

常設資源ごみ置き場、エコステーションの関係でございますが、本町の計画図面は今のところございますので、それにつきましてお示しをしたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。早いうちに、はい。それでよろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

議題となっております議案第49号は、精読としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

ちょっと早いようですが、昼にします。

暫時休憩といたします。再開は1時からにします。

(午前11時52分)

議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長 伊藤正昇君

日程第18 議案第50号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

議長 伊藤正昇君

日程第19 議案第51号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

議長 伊藤正昇君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第40号「蟹江南保育所仮設保育所建築工事請負契約の締結に

ついて」ないし議案第48号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町海門処理分区その1ほか）請負契約の締結について」9件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、9議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第20 議案第40号「蟹江南保育所仮設保育所建築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第21 議案第41号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その1）請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第22 議案第42号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その2）請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読になっていましたので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第23 議案第43号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その3）請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第24 議案第44号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（駅北処理分区その8）請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第25 議案第45号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(今東処理分区その10)請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読になってましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第26 議案第46号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(本町北処理分区その11)請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第27 議案第47号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(本町新屋敷処理分区その1)請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

追加日程第28 議案第48号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事(本町海門処理分区その1ほか)請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長 伊藤正昇君

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 1時17分)